

平成26年 4月25日

## 第61回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第61回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年4月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号  
会議年月日 平成26年4月25日  
会議の場所 遠野市市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長 阿部隆宏  
副主幹兼  
農業振興係長 多田清美  
農地係長 村上和男

本日の案件 第61回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後2時30分

議 長	<p><b>【開会】</b> ご苦勞様です。ただいまより総会を進めますが、開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、22番、齋藤春夫委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員数は28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第61回遠野市農業委員会総会を開会します。 20番菊池一勇委員欠席届がありましたので許可したので報告します。なお、11番菊池敦子委員、26番細川幸男委員が欠席となります。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 日程に入る前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b> 次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に規定に関わる届出案件を専決処分したので、事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>

議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第2号について、報告いたします。 （以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業振興地域整備計画変更の報告について事務局から報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第3号について報告いたします。 （以下「遠野市農業振興地域整備計画変更の報告について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p><b>【議事日程】</b> それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限について注意事項を申し上げます。 自己又は、同居の親族もしくはその配偶者の議案に関係する委員は議事には参与出来ませんので、関係の議案審議の間は退席願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b> それでは議案審議に入ります。 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に23番奥寺晴夫委員、24番森川亦委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b> 日程第2、議案第1号新農業委員の議席についてを上程いたします。 事務局より説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。議案第1号についてご説明いたします。議案書4ページでございます。遠野市農業委員会会議規則第8条第3項では、補欠委員の議席は前任者の議席とすると規定されております。この規定に基づき、多田和敏委員の議席を12番に決定することで提案申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第3】</b> 日程第3、議案第2号専門委員の互選について上程いたします。 互選の方法につきましては、地方自治法第118号第3項の規定により指名推選によりた</p>

議 長	<p>いと思います。これにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。指名の方法については、当職において指名することにいたしました  いと思います。これにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。よって、当職によって指名することと決しました。遠野市  農業委員会規則第7条の規定に基づき、欠員となっている農地専門委員会の委員に12番  多田和敏委員を指名することにいたしたいと思います。これに、ご異議ございませ  んか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。よって、指名した12番多田和敏委員を農地専門委員会の委員  に決しました。</p> <p>【日程第4】  日程第4、議案第3号地区担当割についてを上程いたします。  事務局より説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。議案第3号についてご説明いたします。議案書6ページから7ページに  その内容を記載してございます。  前任の江川幸男委員の担当地区を附馬牛地区の委員へ新任の多田和敏委員の担当地区を  宮守地区の委員から調整するものでございます。具体的には前任の江川委員の担当地区  でありました附馬牛3区を6ページ表の11番新田委員へ附馬牛7区を表10番北湯口委員  へ調整するもので、これによりまして表の10番北湯口委員の担当が附馬牛5区、6区、  7区と表の11番新田委員の担当が附馬牛1区、2区、3区、4区と変更となります。また、  新任である7ページでございますが、表の26番多田委員の担当地区を表の20番太田代委  員が担当しておりました宮守5区、及び表の22番君崎委員が担当しておりました宮守6  区ということで調整するものです。  これによりまして、表の20番太田代委員の担当が宮守3区、4区、7区。表の22番君  崎委員の担当が宮守1区、2区。表の26番多田和敏委員の担当が宮守5区、6区というこ  とでご提案申し上げるところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。ご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】  日程第5、議案第4号、族経営協定推進アドバイザーの選任についてを上程いたしま  す。事務局より説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。議案第4号についてご説明いたします。議案書8ページでございます。  団体推薦枠のアドバイザー1名が空席となっていることから、20番菊池一勇委員を選  任しようとするものでございます。選任理由といたしましては、法第12条第1号の団体  推薦枠委員の中で唯一、家族経営協定を締結しているということでの選任でございま  す。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。これにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声あり）  ご異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり決しました。</p>
議 長	<p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
議 長	<p>はい、議長。議案総括表について、9ページ、10ページでございます。  （以下「第61回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略）</p>

議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第5号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。議案の朗読を省略し直ちに内容の説明をいたしますのでご了承願います。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第5号について説明いたします。</p> <p>1番。 借受人、●●町●●●●●。貸出人、●●町●●●●●。●●町3筆4,809平方メートル賃貸借です。</p> <p>2番。 借受人、●●町●●●●●。貸出人、●●町●●●●●。●●町3筆9,659平方メートル、使用貸借です。</p> <p>3番。 借受人、●●町●●●●●。貸出人、●●町●●●●●。●●町5筆6,537平方メートル、賃貸借です。</p> <p>1番は、貸し人は労力不足により貸し付けするものです。 2番。農業者年金受給に伴う使用貸借を再設定するものです。 3番。貸し人は、両緑不足のため引き続き貸し付けるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連し、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足説明を求めます。なお、農業者年金受給のための使用収益権の設定については、現地確認結果を省略いたします。それでは●●町担当委員からお願いします。</p>
14番委員	<p>はい、14番です。事務局員2名と●●の担当地区委員3名で現地確認して参りました。貸し人の●●●●●さんですけども、昨年から入退院を繰り返しておりまして、自分ではなかなか作付けできないということで、住所は●●町の●●●●●さんとなっておりますけれど、奥さんの実家が●●にありまして、そちらの方に機械を置いて●●で田んぼを作っているという状態です。隣り合った田ですので、隣の田である●●さんに頼んで作付けしていただくということになりました。何ら問題なく耕作しておりますので、大丈夫だと思います。以上です</p>
議 長	<p>次に●●町委員お願いします。</p>
22番委員	<p>22番齋藤です。3番の件ですけども、これにつきましては地区担当農業委員2名と事務局2名で16日に確認をしてございます。内容につきましては、先ほど事務局の方から説明があったとおりでございます。管理の方もかなり丁寧な管理をしているということで、特に問題はないという判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ありませんか。 （「なし」の声あり）</p> <p>はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第5号は原案とおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第6号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。議案の朗読を省略し直ちに内容の説明をいたしますのでご了承願います。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第6号についてご説明いたします。</p>

1番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町1筆、0.61平方メートル贈与です。

2番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町1筆、2,688平方メートル売買です。

3番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町1筆、1,431平方メートル売買です。

4番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町7筆、17,495平方メートル贈与です。

5番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町1筆、634平方メートル売買です。

6番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町3筆、1,58平方メートル売買です。

7番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町1筆、605平方メートル売買です。

8番。  
 受人、●●町●●●●●。渡人、●●町●●●●●。  
 ●●町4筆、1,793平方メートル、贈与です。

1番。  
 譲受人は、自己の所有する農地に隣接する農地を要請により譲り受けるものです。なお、●●●●●、●●●●●は隣人であり議案第8号の2番、議案第9号の1番2番において相互に農地の整理についてご審議をいただきます。

2番3番につきましては、譲り渡し人は労力不足のため要請し売り渡すものです。

4番。  
 譲り渡し人は平成●●年に当該農地を相続しましたが、未成年であり県外に居住しており耕作できないことから従兄弟に要請し譲り渡すものです。譲受人は、平成●●年に転入し知人等から指導を受け一部の農地を耕作していました。このたび正式に新規就農するため、当該の農地を譲り受けるものです。なお、新規就農に当たり営農計画書の提出があり大根、ニンジン、リンゴ、米、牧草の作付けをすることとなっております。

5番。  
 譲受人は、規模拡大のため自己の農地に隣接する農地を要請し借り受けるものです。

6番。  
 譲り渡し人は、労力不足のため要請し売り渡すものです。

7番。  
 譲受人は、規模拡大のため自己の農地に隣接する農地を要請し借受をするものです。

8番。  
 譲り渡し人は、平成25年に当該農地を相続しましたが市外に居住し耕作できないことから親戚に要請し譲り渡すものでございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たすものと考えられます。以上よろしくお願いたします

議長

ただいまの説明に関連して町毎に担当委員から現地確認結果及び補足説明を求めます。まずは、●●町からお願いします。

15番委員

はい、15番。新田と言います。15日の午後4時でございましたが、事務局1名私ども2名で現地を確認しました。何ら問題がございませんので、ご報告申し上げます。以上でございます。

議 長	はい、次、●●町お願いします。
30番委員	はい、議長。30番濱田でございます。2番の件でございますが、16日、事務局2名担当地区委員2名で、現地の確認をしております。ただいま事務局から詳細な説明があったとおり何ら問題が無く、確認をして参りました。以上です。
議 長	はい、次に●●町担当委員お願いします。
5番委員	5番。似田貝です。4月16日に事務局2名農業委員3名で現地を確認しましたところ、この田は、●●●●のエリアでございますけれども、組田、3人で組田ということでございます。●●●●さんの隣の田がすぐ●●●●さんということでございまして、何ら特に問題がないということで確認をしました。以上です。
議 長	はい、それでは●●町担当委員お願いします。
14番委員	はい、14番菊池です。事務局2名と担当地区委員3名で現地確認をして参りました。4番の現地ですけれども、●●●●の周辺になります。そこに接している場所で面積も結構ありますけれども、作業については一部委託する形で、今現在もきれいに管理されておりますので、何ら問題が無いことを確認して戻りました。 5番の案件ですけれども、増反のため買い受けるということで、コンバインを買って田植機も新しく新調しまして、増反するというので、以前に土地改良区の中にあつた田んぼですけれども、この部分が組田になっておりまして、面積が半端であつたために、●●●●さんの方も自分では作付け出来なくてこの地区の水環境の方で何とか、とりあえず管理だけしているという状態だったので、組田を一枚に直して今度作付けするということになりました。何ら問題ないことを確認しましたので、ご報告いたします。
議 長	はい、それでは次に●●町担当お願いします。
2番委員	はい、2番山崎です。4月16日事務局2名と担当委員3名で現地確認をいたしました。6番についてはですね、譲受人の自宅のすぐ下ということで何ら問題なく確認いたしました。また、7番については譲受人12年ほどずっと使っておりまして、今度のことで公図を取ったところ、そこに●●●●さんの土地があるということがわかったので、要請し買い受けたとういうことで何ら問題が無いことを確認しております。以上です。
議 長	はい、次に●●町担当委員お願いします。
17番委員	はい、17番菊池です。16日、地区委員3名と事務局員2名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりになる、問題点はないですが、ただ補足させていただきますと、この農地は畑だけですけれども、この●●●●さんのお姉さんになる人が嫁ぎ先で旦那が昭和●年頃他界されまして、この●●●●を頼って盛岡の方に行ったために農地はそのままの状態住宅なんかは解体してこの地区から居なくなったわけですが、この譲受人は、この方の本家さんだつたわけで、今回本家さんの方に40年近く経ってから戻すという形の農地でございます。農地確認したわけですが、立木、クルミの木が多く、すごく太くなっていました。この●●●●さんとちょっと話をしてみたら、徐々に草地にしていきたいという話を聞いています。この●●●●さんは酪農家で成牛40頭以上飼っている方ですので、徐々に開拓されるだろうと期待するところです。以上報告いたします。
議 長	はい、ありがとうございます。以上で現地確認調査結果及び補足説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。
議 長	はい。

10番委員	はい、10番佐々木です。6番の案件についてご質問させていただきます。8番については担当委員さんの方から細かく説明があったのですが、6番に関しても同じような形で譲り渡し人が市外在住住所ということなので、これまではどういった状況であったのか、若しくは現在も8番と同様に耕作地なのかであろうか、そちらの方をちょっとご質問させていただきますと思います。
議長	はい、事務局答弁。はい、それでは現地確認された委員さんをお願いします。
2番委員	はい、2番山崎です。なんか6番と言うことでしたけども、●●県に居る方の実家が生まれた家がやはり●●●●地域で、実家のお兄さんたちが草刈り等、田になっておりますけれど、畑になっておりまして草地になって草を蒔いておりまして、その刈り取りをやっている。そのように管理されておりました。
議長	よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第8】 日程第8、審議上、関連がございますので、議案第11号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを上程いたします。なお、同一条件での再設定をした案件については、説明を省略いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹兼農業振興係長	はい、議長。議案第11号は議案書18ページからになります。利用権設定各筆明細ということで表の説明をいたしますが、利用権の設定を受ける者については受人、利用権を設定する者については、貸し人という言葉で表現させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。 それでは番号4番。受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。 ●●町、田4筆、16,188平方メートル6年間の賃貸借権設定となります。 19ページに入ります。 番号7番。 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。 ●●町、田、1,018平方メートル。契約期は5年11ヶ月賃貸借権設定となります。 番号8番。 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。 ●●町、田5筆、11,907平方メートル。契約期間5年11ヶ月賃貸借権設定となります。 番号11番。 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。 ●●町、田、1,954平方メートル契約期間は5年賃貸借権設定となります。 次は20ページに入ります。 番号19番。 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。 ●●町、田2筆、3,588平方メートル。契約期間は、2年10ヶ月賃貸借権設定となります。 21ページに入ります。



番号23番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田、1,641平方メートル契約期間は、10ヶ月賃貸借権設定となります。  
 24番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田3筆、8,038平方メートル10年間の契約期間で賃貸借権設定となります。  
 番号26番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田2筆、9,054平方メートル10年間の賃貸借権設定となります。  
 番号27番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田3筆、3,190平方メートル契約期間は11ヶ月の賃貸借権設定となります。  
 22ページに入ります。  
 番号29番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田3筆、2,008平方メートル9年11ヶ月の賃貸借権設定となります。  
 番号30番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田、1,559平方メートル4年11ヶ月の期間での使用貸借権設定となります。  
 番号33。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田2筆、1,721平方メートル11ヶ月の使用貸借権設定となります。  
 23ページに入ります。  
 番号40番。  
 受人、●●町、●●●●。貸し人、●●町、●●●●。  
 ●●町、田3筆、2,100平方メートルこれは売買です。契約期間平成26年4月30日の公  
 告予定となりますが、これは前回の総会において、幹旋事業ということで農業委員の  
 方々に幹旋をして頂いての所有権移転となります。今回成立したことによって、当議案  
 に提案してございます。以上何ら更新等問題がということで報告申し上げます。

議長

暫時休憩いたします。

議長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

29番委員

はい、29番菊池孝です。ただいまの40番の案件でございますが、売買で幹旋になったものだと思いますけれども、金額が2反1畝で15万というようになっていますが、その辺の近傍類似にした場合、価格が妥当かどうかお聞きしたい。

議長

はい、事務局。

副主幹  
 兼農業振興  
 係長

はい、議長。対象の土地につきましては、形的には正方形ということではございません。利用権を設定する売り主の方につきましては、もう作ることが容易ではないということで、作ってくれる方にお渡ししたいというお話でしたので、通常よりは低めかなと思いますが、あとは売り手と買い手の都合でございますので、このとおりとなりましたので、ご報告申し上げます。

議長

29番委員いいですか。

29番委員

はい、わかりました。

議長

はい、他にありませんか。  
 (「なし」の声)

はい、それでは質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。



河川土置き場の一時転用の使用貸借です。

4番。

譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。  
●●町1筆、832平方メートル。一般個人住宅の売買です。

5番。

譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。  
●●町1筆、251平方メートル作業場の建築の売買です。

1番。

譲受人は、現在市外居住者ですが生活基盤の確保のため、一般個人住宅を建築し当市に居住するものとするものです。生活雑排水は、公共下水道に接続するものです。申請地は、都市計画区域外の用途区域外の農地になるため第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、許可しうることから転用に問題はないものと考えます。

2番。

譲受人は、自己所有農地と譲り受ける隣接農地に農機具を一括管理するため、農業用倉庫1棟を建築するものです。2筆でございます。2筆の取り扱いといたしましては、自己所有地1筆ございまして、自己所有地につきましては、農地第4条第1項1号、譲り受ける農地につきましては、同法第5条による許可申請となりますが、申請書の取り扱いについては、一つの事業であることから第5条の許可申請書によることが出来ることから本5条第1項の規定によるもので、申請を受けてございます。申請地につきましては、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから転用に問題がないと考えてございます。

3番。

借受人は県営ほ場整備事業で使用する河川土の仮置き場に使用するため一次転用をするものです。申請地は農振農用地区域内の農地で原則不許可ですが、3年以内の一時的な転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから、転用に問題はないと判断いたしました。

4番。

譲受人は、現住宅が老朽化したこと、中学生の通学環境を整備するため住宅を●●町に建設しようとするものです。生活雑排水は浄化槽で処理することとなっております。

申請地は特定土地改良事業等を実施していない農地であり、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが申請に係る土地の代替性がないことから転用に問題はないと判断しております。

5番。

譲受人は、■■■■■■■■■■を建築するものです。生活雑排水は、弁槽を設置し、くみ取り処理をすることとなっております。申請地は、住居に隣接する特定農地改良事業等を実施していない農地で第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請にかかる土地の代替性がないことから転用に問題ないと判断いたしました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

暫時休憩いたします。

議長

はい、会議を再開いたします。

ただいまの説明に関連して町ごとに担当委員から現地確認経過および補足説明を求めます。では●●町からお願いします。

24番委員

はい、24番森川です。先ほどの議案第7号の関連ですけれど、地番が近くでございます。同じ日、事務局と委員2名で見てきましたが、この排水とか雨水は常に整備されたところに使用するようになっていようすけれど、もうすでに明示されているということで確認してきました。以上でございます。

議長

はい、●●町でございますが、●●●●委員が退席をしておりますので、事務局の説明のみとさせていただきますことをご了承願いたいと思います。次に●●町担当委員お願

	<p>いたします。</p>
5 番 委 員	<p>はい、5 番似田貝です。現地確認を 4 月 16 日に事務局 2 名、農業委員 3 名でしたところですが、●●町の人が●●●●の息子の同級生ということもありまして、何ら事務局が説明したとおりに問題ないということで、現地を確認して来ました。</p>
議 長	<p>はい、次に●●町担当委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>14 番、菊池です。地区担当 3 名と事務局 2 名とで現地を確認して参りました。場所は、■■■にある■■■■から■■■に向かって■■■に出たところをちょっと山際の場所になります。作業場を建てたいということで、宅地に隣接している土地を買い受けて作業場とするものであります。用排水について何ら問題がない計画を出されておりますので現地を見ても大丈夫だと確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
1 8 番 委 員	<p>はい、18 番太田代ですけれど、1 番 2 番ですね、敷地の面積が余っているというか、これは法面とかそういうのになっているわけですか。普通は全部一括で農地転用になるわけだけども余っています。その辺はどうですか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
農 地 係 長	<p>1 番につきましては、仮換地指定の面積で実際は建築をされるということになりました、199 平方メートルということで、居宅と敷地を合わせて 199 平方メートルでございます。2 番につきましては、農業用倉庫 1 棟 64.8 平方メートルと敷地ここは建物を含めてありますが、91.2 平方メートルということで、2 番の下の方に 2 筆 156 平方メートルとございますがこちらと一致するものでございますので、よろしく願いいたします。</p>
1 8 番 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>はい、他にございませんか。</p>
3 0 番 委 員	<p>はい、30 番の濱田です。今の部分で確認させて頂きますが、1 番の部分例えば、ここで敷地ということは如何なるものか、何を意味しているのか。</p>
議 長	<p>はい、事務局お願いします。</p>
農 地 係 長	<p>議長、この各項目でございます。建物、例えば地番でございますが、居宅、所有農地ということで分けてございますけれども、建物の建築面積と土地の面積を居宅若しくは農業倉庫などと表示をさせて頂いております。敷地につきましては、1 番でまいりますと 199 平方メートルからものが建つ面積を除いたものを敷地という表示をさせて頂いておりますので、よろしく願いいたします。</p>
3 0 番 委 員	<p>はい、敷地を利用する場合に利用の内容はどのような形で指導しているのか。</p>
議 長	<p>はい、事務局答弁。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。それぞれによって、異なる用途がございますが一般的には駐車場、あとは庭木の木が立つ場合とかそういった設計の提出もございますが、通常ですと更地といえますか、状態といたしまして車を駐める更地、一般的には平らのままといったケースが多い部分でございます。</p>

30番委員	前は確か、駐車場何平米とかいう形で、敷地となると何に利用するのか、5条申請において何をどういう目的でどうするのか、はっきりしないのではないか。
議長	はい、事務局その辺の答弁。
農地係長	はい、お答えいたします。本件につきまして、詳細の部分は聞き取って行っているところではございますが、資料等が持ち合わせておりませんので、ご指摘があった内容について駐車場等の敷地という表現で今回提出をさせて頂いておりますが、この部分については細かく表示をしていきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。
30番委員	はい、了解。
27番委員	はい。
議長	はい。
27番委員	27番、番号3ですけれども。一次転用の形ですけれども、私の記憶ですと前回当事者が異論を唱えた経過が私の頭の中にありますので、そこを含めて今回の現地調査の説明をして頂ければと思います。
議長	それではですね、3番についてご説明いたします。ここに河川敷のいわゆる残土を一時的に、今休耕になっている田に、一旦保管するということですが、それに伴って3年以内に工事をするということですが、それに伴って3年以内に工事をしない、いわゆる3年以内に工事が中止になった場合に土をどうするのだと、その部分の経費としてかかる費用を残高で確認するという内容でございます。 前回、新田佐悦委員が異論といった部分は、こういう国の事業等でやるものに対して、その残高証明などが必要なのかどうも納得がいかないという話でその他の部分で途中までお話をした経緯があります。今回はその辺の残高証明を付けてこの事業に取りかかるということになりました。そういう内容です。
議長	はい、他にございませんか。 （「なし」の声あり） それではここで質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
議長	【日程第11】 日程第11、議案第9号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	はい、議長。16ページ。議案第9号、農地法適用外証明願に対する可否決定についてとなります。 1番。 申請人。●●町、●●●●。●●町1筆、8.62平方メートル。利用状況は自己の住宅への通路でございます。 関連します2番。 申請人。●●町、●●●●。●●町1筆、36平方メートル。利用状況は●●●●氏へ

<p>議 長</p>	<p>の住宅への通路でございます。 1番、2番は、連続する土地でございます。手続きを怠っていた理由でございますが、農地法の手続きが必要であることを知らなかったためということで、昭和●年に●●●●の住宅を建築した後、通路として利用されておりました。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認結果及び補足説明求めます。●●町担当委員お願いいたします。</p>
<p>15番委員</p>	<p>15番、新田でございます。15日でございます。私ども2名と事務局1名で現地確認を確認しました。何ら問題がございませんでしたので、ご報告をします。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。現地確認調査結果及び補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） はい、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。 議案第9号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第12】 日程第12、議案第10号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい、議長。17ページ議案第10号でございます。 1番。 申請人。●●町、●●●●。●●町1筆、1,527平方メートルでございます。変更理由でございますが、従業員数の増加があったため、■■■■■■■■に不足が生じたので、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■として利用することとさせていただきます。事業計画につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■としていたものを■■■■を取りやめまして、■■■■■■■■■■に変更をするものでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果、及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いいたします。</p>
<p>24番委員</p>	<p>24番、森川です。議案第10号の参考のところを見て頂ければわかりますけれど、平成23年とだいたい3年以上かかっている。その間に私たちも事務局の方にはどうなっているのだということを質問はしておりました。ただ、私たちもよくわからないところ、これまでの間、何回計画変更又は、延期ということが出ていたかを私自身確認はしておりません。同席した菊池孝委員もおりますが、もしわかれば皆さんのところで、公表頂きたいと思いますが、ただ延期となっているわけでないと思いますので。ただ前にここの現地はすでに確認はしております。駐車場というのは今年の1月の頃から作業が始まったように間違っていたらごめんなさい。冬の当たりに整地されて、この間行った時にはすでに完了していたというところでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。質疑に入ります。質疑ありませんか。 （「なし。」の声） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【その他】</p>

議 長	それではその他、委員の皆様から意見、議案棟等ございましたら、どうぞ。
13番委員	はい。
議 長	はい。
13番委員	はい、ひとつお聞きしたいと思います。先ほど私も退席してこちらにおりますが、その件に関しまして、自分の件の案件に何も言いませんが、他の質疑があった場合出来ないのですが、そのような絶対質問なんか出来ないのでしょうか。お伺いいたします。
議 長	はい。
事務局 長	はい、議長。お答えいたします。原則といたしましては、一つの議案でございますのでお気持ちは察しますが、一つの議案で出された部分については、関連しない場合でも退席して頂くよう一つの議案となっておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。
議 長	よろしいですか。先ほど事務局の言ったとおりということで取り扱いたいと思っております。他にその他ありませんか。
25番委員	お願いします。
議 長	はい。
25番委員	25番、白金英子です。女性農業委員より報告させていただきます。前回3月25日の総会終了後、その会議室の場所において女性農業委員と事務局と一緒に第3回女性農業委員検討会を行いました。25年度の活動を振り返り、また、26年度活動について話し合いをもちました。25年は、総合食育センターとの話し合いを持ち、食育について農業の大切さを学び、また、宮守地区において地域の子供たちや地域の人たちと田植え、収穫祭などに取り組み、子供たちと一緒に食の大切さを学びました。26年度も引き続き学びたいと思っています。農業後継者につきましては、男性農業委員の皆様からもたくさんご協力を頂いております。本年度は次の段階に進めていきたいと思っております。女性農業委員検討会におきましては、後継者担当といたしまして、佐々木恵美子委員を担当委員として今後進めていくことに致しましたので、佐々木恵美子委員より今年度の後継者不足取り組みについて説明いたします。よろしく申し上げます。
10番委員	10番、佐々木恵美子です。ただいま白金委員から説明があったとおり、今年度農業後継者婚活担当をさせていただきますので、今後の取り組みについてご報告させていただきます。お手元の方に平成25年10月7日現在の農業後継者独身者リストが届いていると思います。各委員さんより、このようにデータをご協力頂きましてありがとうございます。今後につきましては、情報を寄せて頂きました担当委員さんと一緒に情報交換の場をもちたいと思います。この場に載せられなかった詳細データを提示して頂きながら今後のこういった取り組みをするか一緒に考えていきたいと思っております。また、市の方では産業振興課の方が結婚相談担当となっているということでしたので、農業委員会の取り組みの報告しながら相談した結果、産業振興部の方ではシルバー人材センターの方に窓口を設けているということでした。そちらの方でも独身者リストが百数十件あるということで、市とシルバーセンターさんとは定期的に話し合いを持ちまして、情報交換の場があるということで、その場に女性農業委員さんも会議に加わって一緒に情報を共有して一組でも後継者が誕生するような活動をしていける場を頂きましたので、その場に出席していこうと思っております。以上です。また、今後も引き続きご協力をよろしくお伺いいたします。
議 長	はい、ご苦労様です。以上の説明が終わりました。他にございませんか。

27番委員	27番です。
議長	はい。
27番委員	再確認させてもらいたいのですが、綱木委員が言った件ですけれども、例えば議案第11号、40件あるわけですけれども、40件の内、1件だけが該当者だから退席ですよという部分なのですけれども、質問者の趣旨は40件の内、番号8番、9番を確認したいのですがその権利は無いことなのですか。と言うことに対して全て駄目ですという答えに聞いたような気がするのですけれども、そういうことですか。40件の内、私以外の何件かを確認したいが確認する権利は退席した際には無いと理解をしなければならないのか、解せないなので、もう一度確認させて頂きたい。
議長	その辺。
事務局長	審議の際は、議案第1号、議案第2号と議案そのものの審議で議案の中に委員さんが直接関わることで、議案審議は退席をお願いする形でございます。そういう風な理解でお願いをしたいと思います。
27番委員	もう1回いいですか。
議長	はい。
27番委員	退席は解りますけれども、退席後に再開した時点で第何号議案のこの関係については確認をしたいということは、通用するのか、しないのか。
事務局長	はい、議長。
議長	はい。
事務局長	議案について当事者が関わりがあるという退席ということですが、例えば当事者以外の案件について、実際に審議出来ないか。ということになりますと申し訳ありませんが勉強不足ということになるかもしれませんが、その議案の審議内容については調べさせて頂いて、次回の農業委員会の総会までに確認をさせて頂ければと思います。
議長	難しい案件ですので、審査してもらってからということですか。他にございませんか。
28番委員	はい、28番の菊池です。
議長	はい。
28番委員	先ほど佐々木恵美子委員から報告がありましたけれども、大変いいことだとは思いますが。私も何人かあげました。その中には、なに、からこしゃくなという風に言うような方もありますので、慎重に取り扱うようにお願いしたいと思います。
議長	そこは、慎重にいきたいと思います。他に何かございませんか。 よろしいですか。 （「はい」の声あり） はい、それでは事務局からその他ございませんか。
副主幹兼農業振興係長	はい、議長。皆さんの方に封筒にシール貼っている封筒の中身を見てもらいたいのと思います。中身は平成26年度の農業委員活動記録カードが入っております。今年度も活動カードを作成して毎月翌月の10日までに提出をお願いします。なお、今回からカードの裏側にコード表を付けましたので、これを参考にして頂ければと思います。記録カー



議 長	<p>ド、総括表というのがございます。26年度が終わった段階でお出し頂くものです。25年度の分まだお出し頂いていない方は、お出し頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>もう一つの封筒がございます。直接印刷している封筒ですが、直接支払制度とか参考資料ということで入れてございます。なお、3月に行いました送別会の時の集合写真、出席者の方には中に入っていますのでご確認お願ひします。以上でございます。</p> <p><b>【閉会】</b></p> <p>はい、それでは以上をもちまして第、61回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>(午後4時6分 閉会)</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 23 番 _____</p> <p>同 24 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-----	---